

国3・4・11号線新設区間エリア 用途地域変更の必要性

◆まちづくりの方向性を踏まえた取組では、「災害に強いまちなみ」を形成するために、中層マンション等の立地が可能な沿道の用途地域への変更が示されています。



○低層(1・2階)・中層(3～5階)の商業施設や店舗併用住宅、マンション等が立地している例 (東京都武蔵野市)



○中層(3～5階)・高層(5階以上)の商業施設や業務ビルが立地している例 (東京都小金井市)



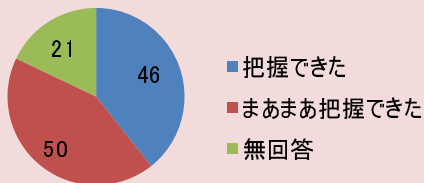
地区まちづくり計画とは？

- 地区まちづくり計画は、国分寺市まちづくり条例により定められた「協働のまちづくり」の仕組みのひとつです。
- 地区住民等により構成される「地区まちづくり協議会」として認定された団体が、計画づくりを行います。

地区計画制度とは？

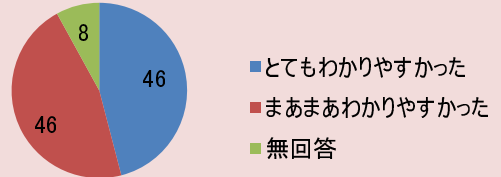
- 用途地域の制限内容は全国一律のため、地区レベルで見た場合、必ずしもその地区の実情に合っていない場合もあります。
- 制限が比較的緩い商業系の用途地域では、建物用途の混在を招いたり、建て方により周辺に比較して大きな建物が建ったりすることもあります。
- そこで、用途地域制度を補完し、住民意向を踏まえ、たうえて、地区レベルのまちづくりを規制・誘導する都市計画として「地区計画制度」があります。

★今日「まち歩き」をして「国3・4・11号線新設区間と国分寺街道」の現況は把握できましたか？

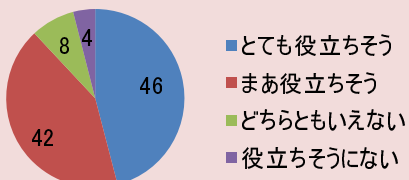


アンケート結果
(数字は%)
回答者 24 名

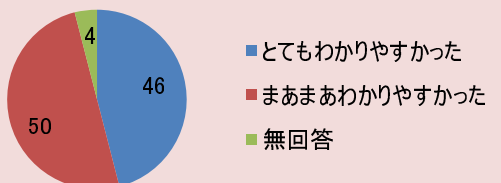
★「国3・4・11号線周辺まちづくりの方向性」(講義1)の内容はわかりやすかったですか？



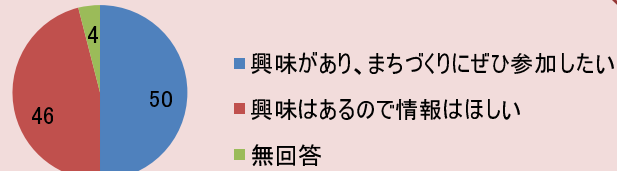
★今日の「講義」や「意見交換」は、今後、当地域あるいはお住まいの地域の「まちづくり」を検討するうえで役立ちそうですか？



★「まちづくりの手法」(講義2)の内容はわかりやすかったですか？



★国3・4・11号線周辺のまちづくりに興味がありますか？



まちセンでは、今後も「国3・4・11号線周辺のまちづくり」について市民の皆さんの活動を支援していく予定です。